

## 民営化に関する事項を検討する組織（案）

## （仮称）船橋市公立保育所民営化準備委員会

## 1. 目的

船橋市公立保育所の民営化にあたり、より円滑な民営化を行うために必要なことを検討する。

## 2. 所掌事項

- （1）民営化ガイドラインの検討に関すること。
- （2）民営化対象保育所の運営主体及び事業者の選定方法の検討に関すること。
- （3）移管後の検証・評価システムの検討に関すること。
- （4）その他必要な事項。

## 3. 組織

委員会は、有識者2名、保育所関係者2名、保護者3名をもって組織する。

## （仮称）船橋市公立保育所民営化事業者選定委員会

## 1. 目的

船橋市公立保育所を民営化するにあたり、市の定めた条件に従って受託事業者の選定をする。

## 2. 所掌事務

- （1）民営化準備委員会で決定された選定基準に従って、受託を希望する事業者の選定に関すること（1次：書類審査、2次：現地調査、3次：プロポーザル）。
- （2）事業者決定後に契約内容を協議に関すること。

## 3. 組織

委員会は、有識者等3名、当該園長1名、当該園保護者2名、行政職員1名  
※事務局の中に看護師、栄養士を置き意見を吸い上げる。

## （仮称）船橋市公立保育所三者協議会

## 1. 目的

民営化保育園の受託事業者と保護者、及び船橋市の三者で、民営化実施までの十分な移行準備を行う。また、移行後も一定期間協議を継続する。

## 2. 所掌事務

- （1）移行計画策定に関すること。
- （2）保育内容継承の確認に関すること。
- （3）移管後に発生した問題についての対応に関すること。

## 3. 組織

協議会は、保護者、事業者及び船橋市行政職員で構成する。なお、人数は協議会を設置する時に保護者と協議して決定する。

## （仮称）船橋市公立保育所民営化検証委員会

## 1. 目的

民営化実施園でより良い保育所運営がされるように、専門的見地から民営化園の移行期及び移行後の保育の実施状況等を検証し評価する。

## 2. 所掌事項

- （1）公立保育所民営化の検証と評価に関すること。
- （2）その他必要な事項。

## 3. 組織

委員会は、有識者3名、市民委員2名をもって組織する。